



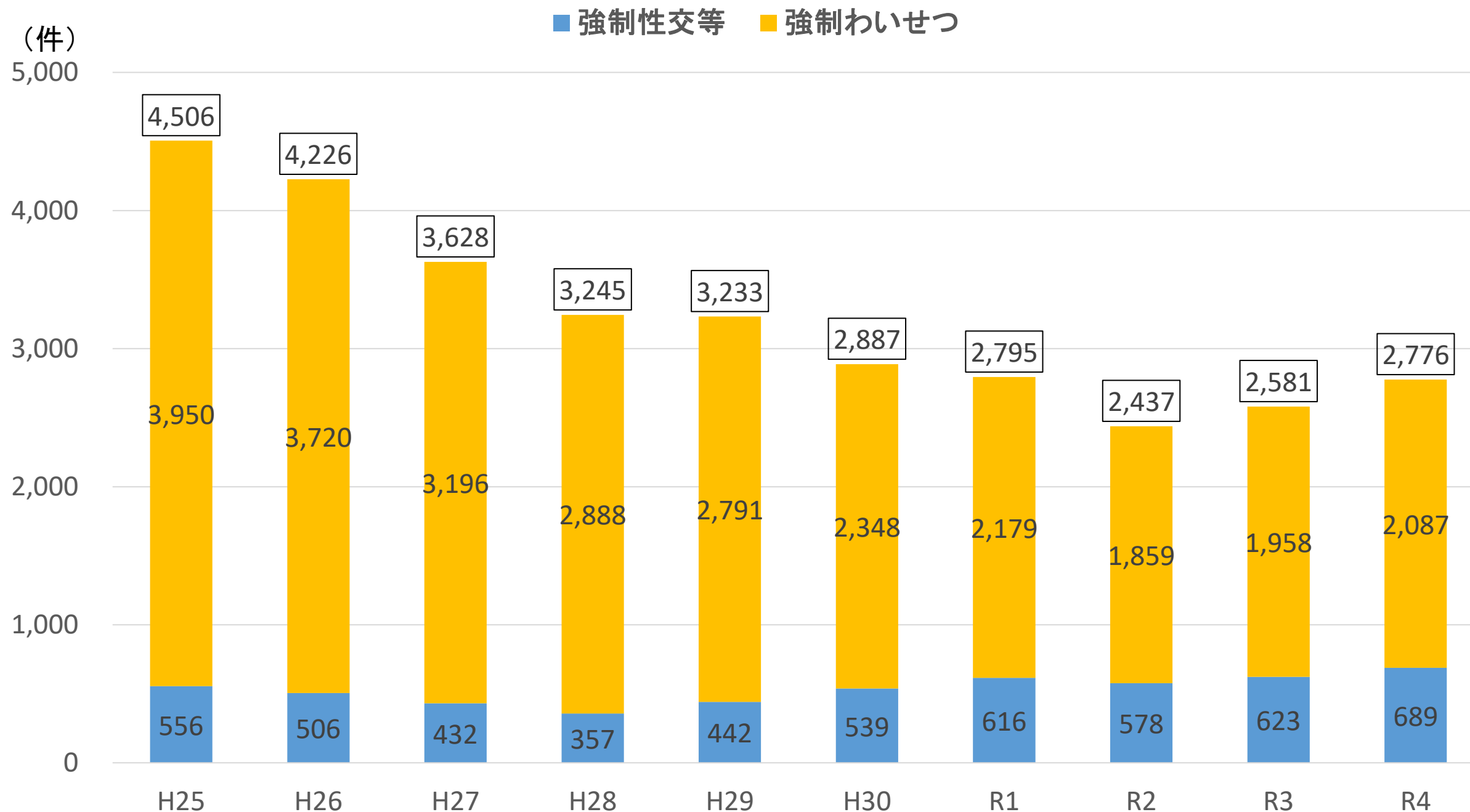
警察庁

National Police Agency

子供の性被害の現状と取組について

警察庁生活安全局人身安全・少年課

少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数の推移

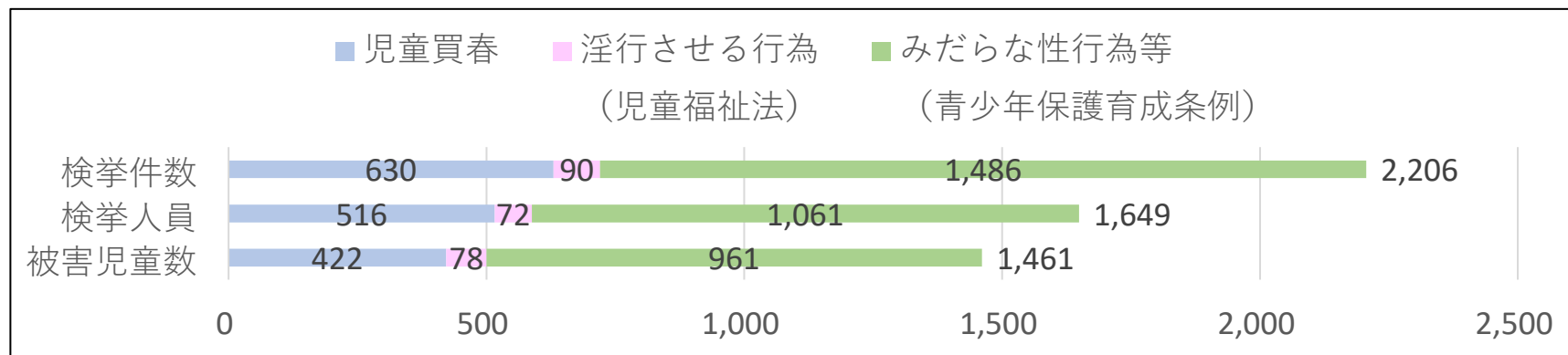
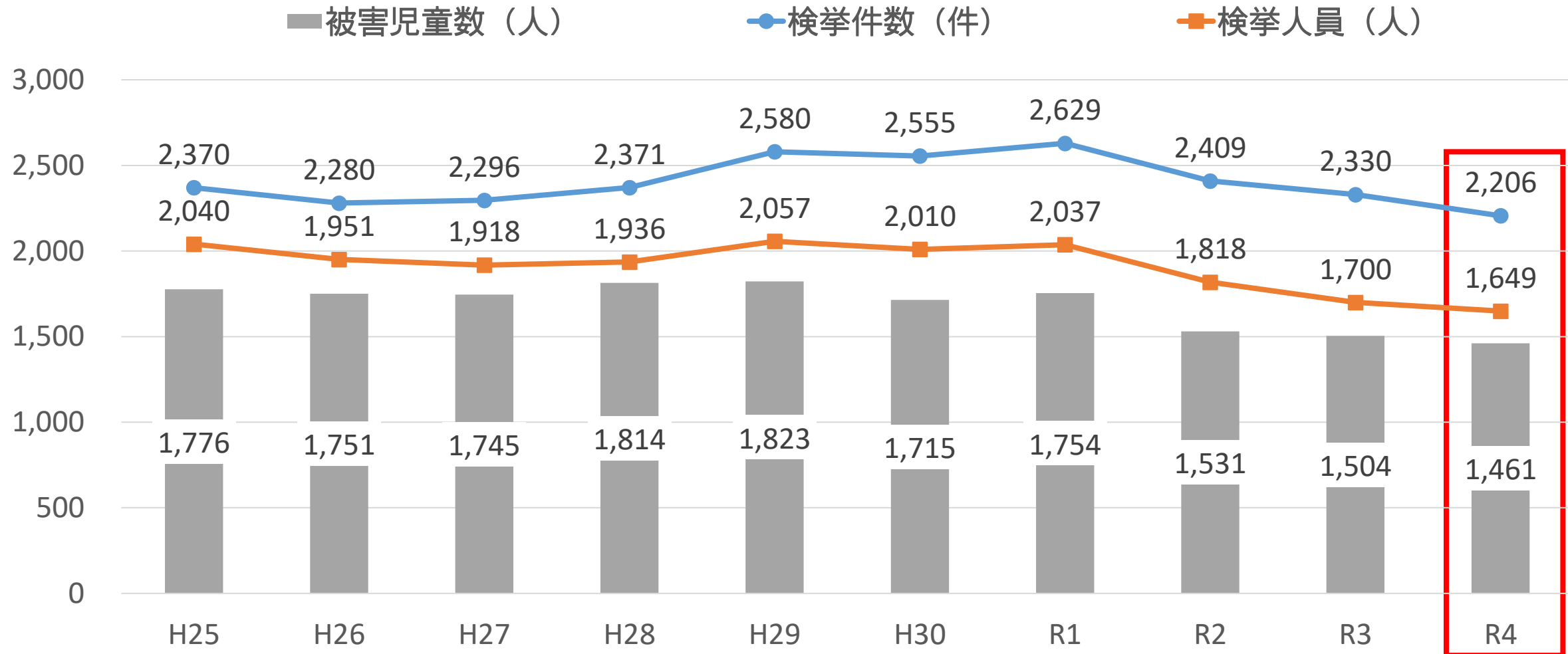


※ 「少年」は、20歳未満の者をいう。

※ 強制性交等とは、刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

令和4年における少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数は、2,776件で前年より増加。

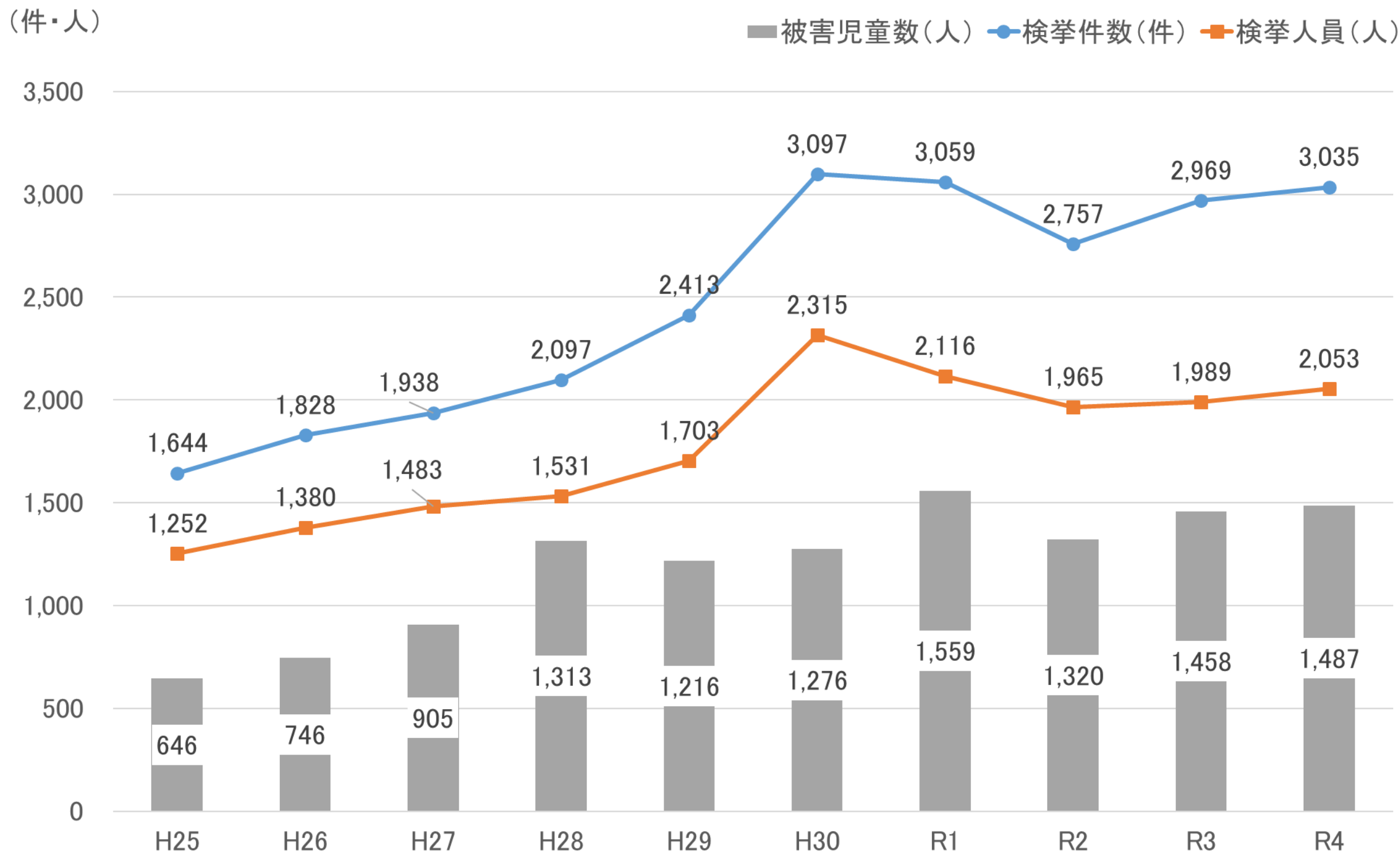
児童買春事犯、児童福祉法、青少年保護育成条例に係る検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



※ 「児童」は、18歳未満の者をいう。

令和4年における児童買春事犯等(児童買春、淫行させる行為(児童福祉法)、みだらな性行為等(青少年保護育成条例))の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、それぞれ2,206件、1,649人、1,461人で、いずれも前年より減少。

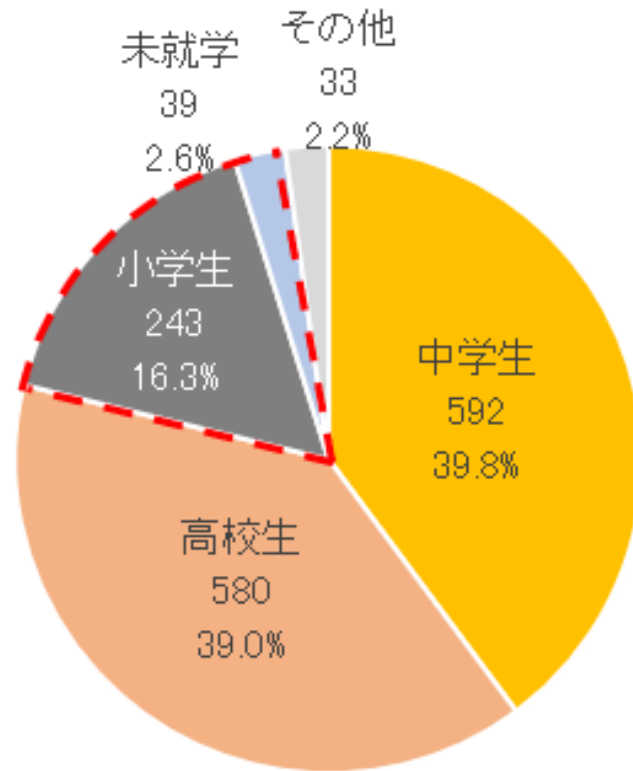
児童ポルノ事犯に係る検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



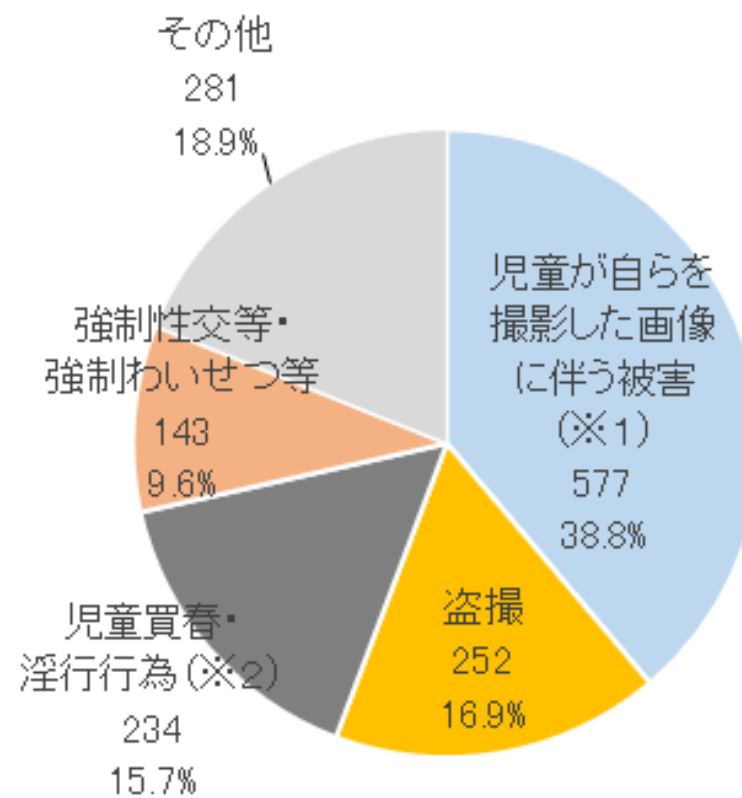
令和4年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数はそれぞれ3,035件、2,053人、1,487人で、いずれも前年より増加。

児童ポルノ事犯に係る被害児童の学職別・被害態様別の割合（令和4年）

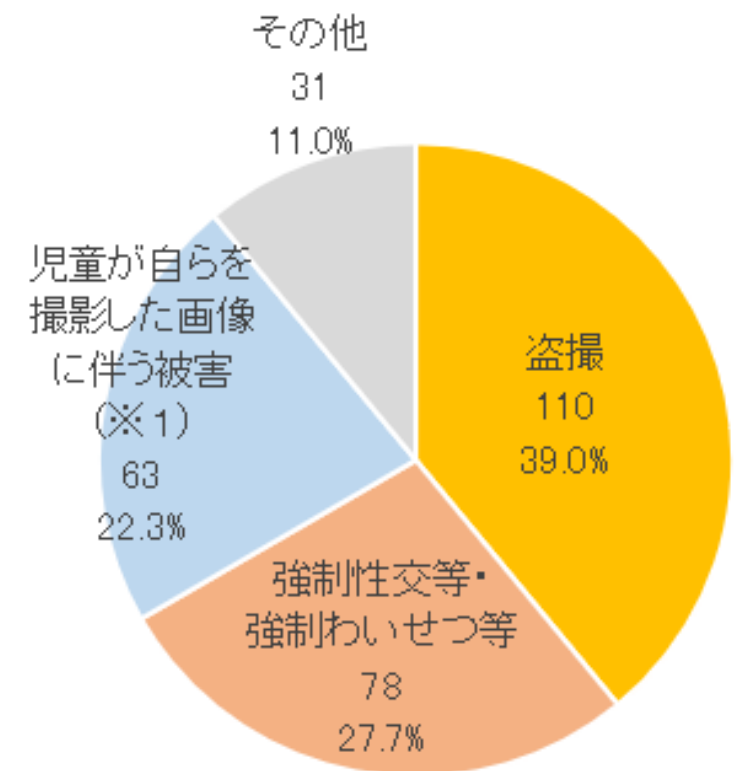
被害児童(1,487人)の学職別割合



被害児童(1,487人)の被害態様別割合



低年齢児童(282人)の被害態様別割合

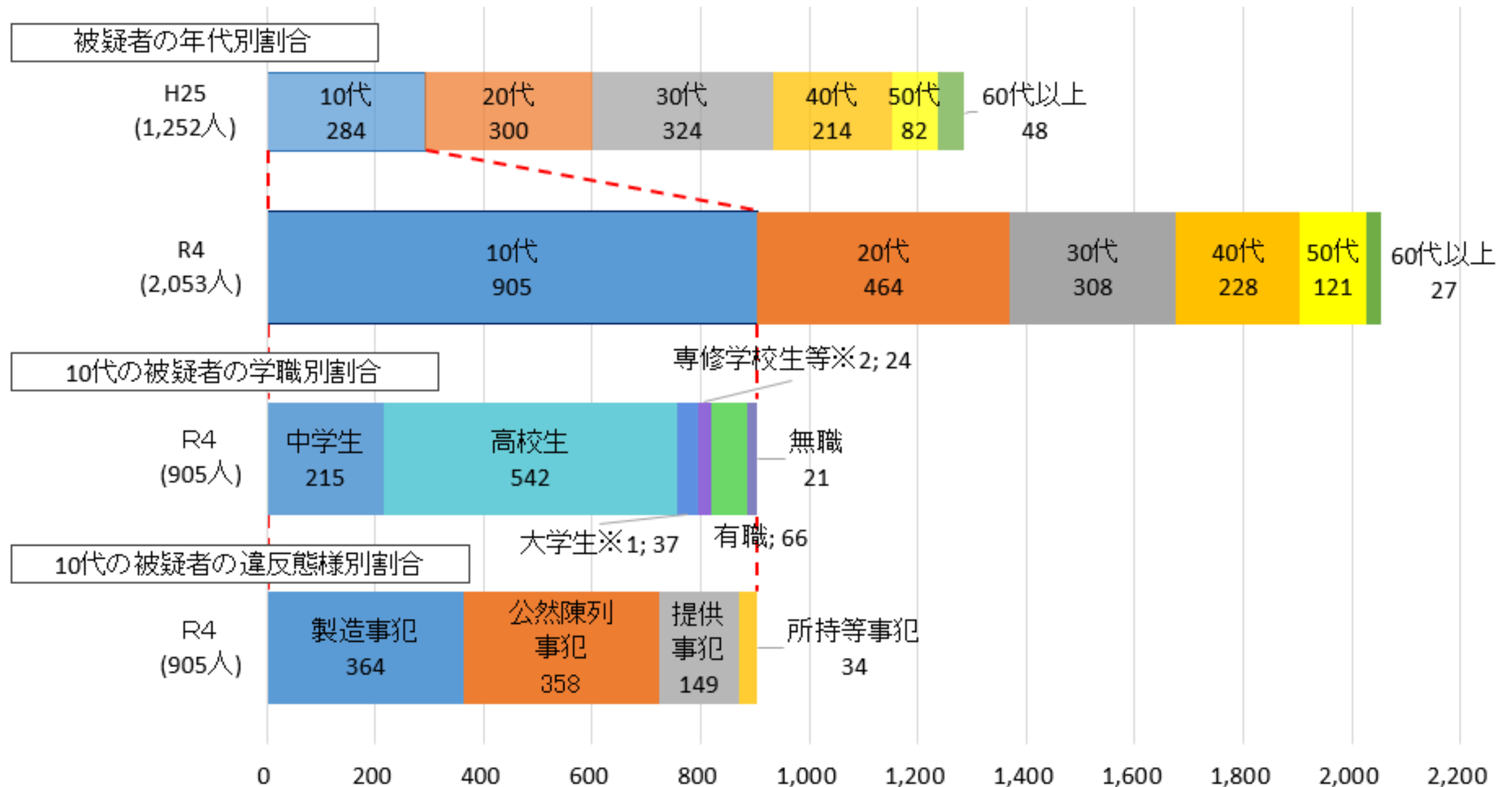


- ※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。
- ※2 「淫行行為」は、「青少年保護育成条例(淫行行為)」をいう。
- ※3 「低年齢児童」は、小学生及び未就学の児童をいう。

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和4年における児童ポルノ事犯の被害児童の学職別割合では、中学生が最多となった。被害児童の被害態様別割合では、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が最多で、全体の38.8%を占める。低年齢児童の被害態様別では、盗撮が全体の39.0%を占める。

児童ポルノ事犯に係る被疑者の年代別・学職別・違反態様別の割合

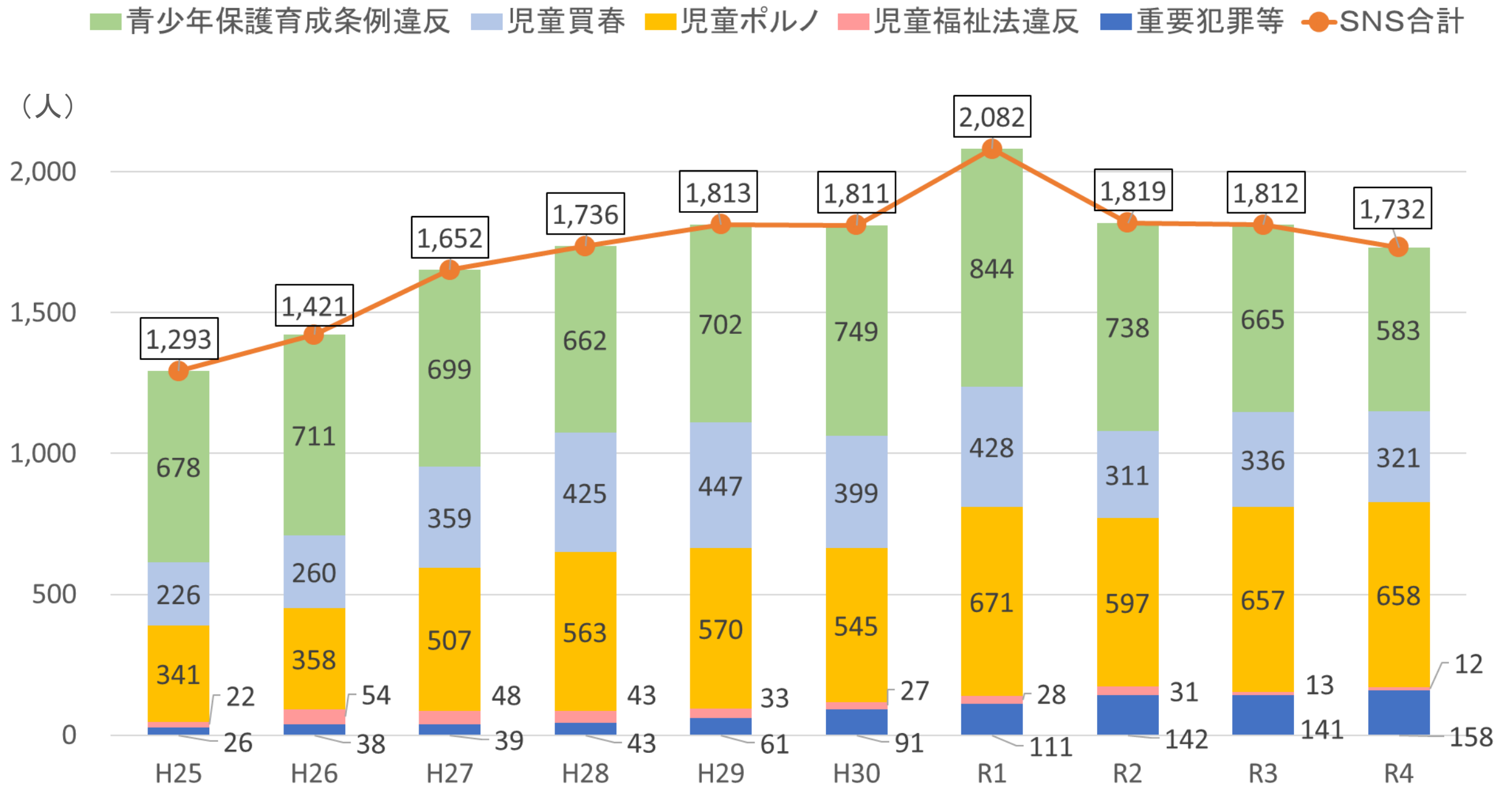


※1 「大学生」には、高等専門学校の4年生・5年生の学生を含む。

※2 「専修学校生等」とは、学校教育法第124条の専修学校の生徒及び同法第134条の各種学校に在学している者をいい、予備校生、公共職業能力開発施設において職業訓練を受けている者を含む。

令和4年における児童ポルノ事犯の被疑者の年代別割合では、10代が最多で、平成25年と比べ621人(219%)増加した。10代が全体に占める割合は、平成25年は22.7%であったが、令和4年では44.1%を占める。10代の被疑者の学職別割合では、高校生が最多で、全体の59.9%を占める。10代の被疑者の違反態様別を見ると、製造事犯が最多で、全体の40.2%を占める。

SNSに起因する事犯に係る罪種別の被害児童数の推移



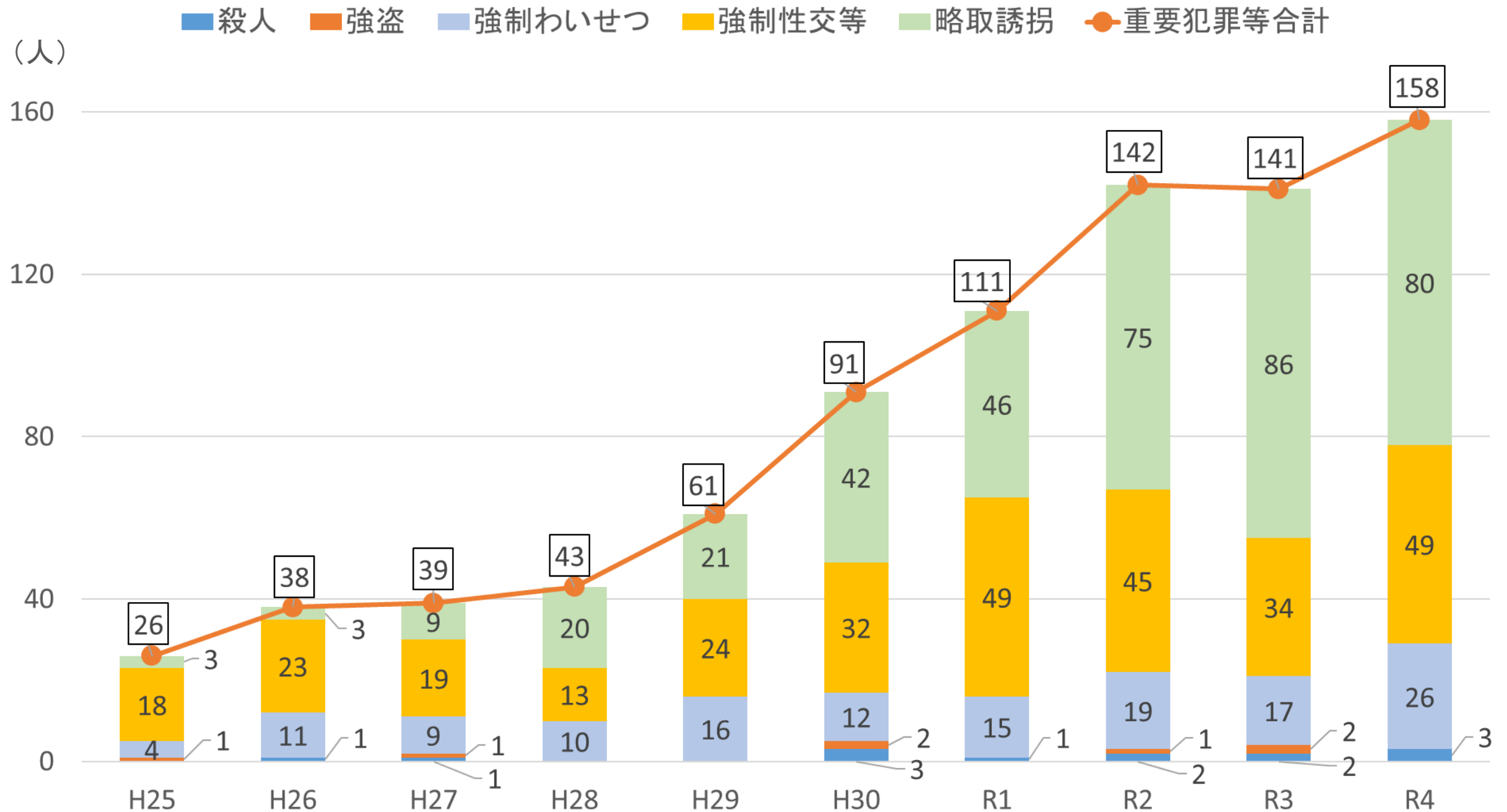
※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人であり、前年からは4.4%減少したもののおおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。

SNSに起因する事犯に係る重要犯罪等の被害児童数の推移



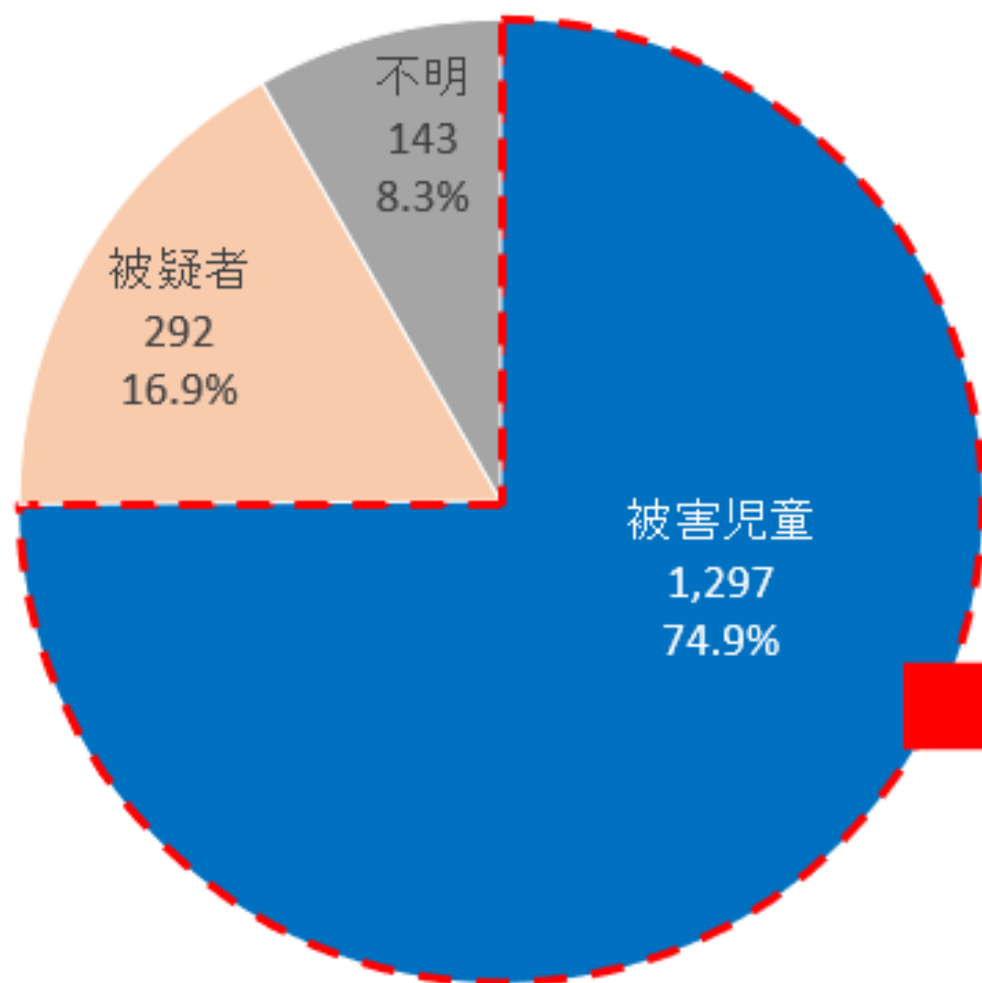
※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

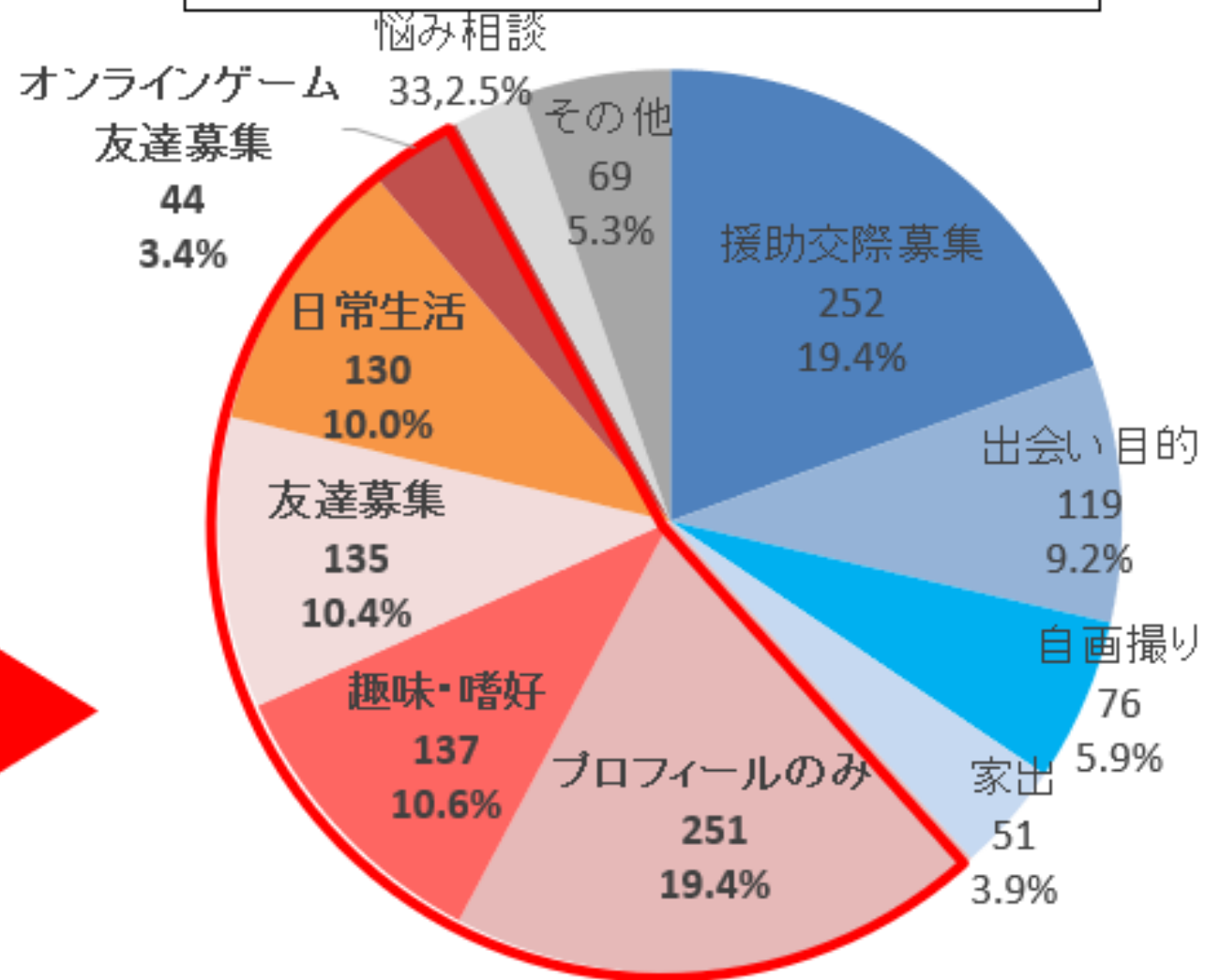
令和4年におけるSNSに起因する事犯のうち、重要犯罪等の被害児童数は、158人であり、前年から12.1%増加した。

SNSに起因する事犯に係る最初に投稿した者と投稿内容の内訳(令和4年)

最初に投稿した者



被害児童(1,297人)の投稿内容の内訳



※ 投稿には、文章や画像、動画のほか、ライブ配信等を含む。

※ 投稿内容は、被害児童からの聞き取りによるもの。

※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制的性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が74.9%を占める。被害児童の投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」や「趣味・嗜好」、「友達募集」、「日常生活」、「オンラインゲーム友達募集」で半数以上(53.7%)を占める。

被害状況に即した取締り

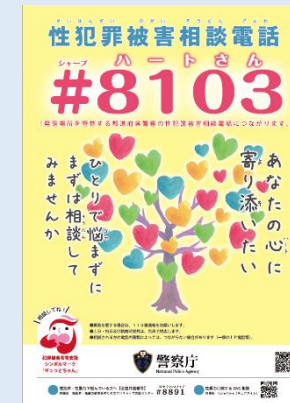
- 児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化
- 児童の心理的負担等に配慮した事情聴取

相談への適切な対応

- 全国共通番号「#8103(ハートさん)」
各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号
- ぴったり相談窓口
関係省庁や関係機関が開設している子供の性被害等の相談窓口の中から、利用者の相談内容に適した窓口を案内するためのサイトを開設
- ヤングテレホンコーナー
各都道府県警察に設置されている少年相談窓口

被害に遭わないための取組

- 関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進
- SNSを利用した注意喚起・警告活動の推進
- SNS事業者団体の活動や各事業者の自主的な取組を支援
- 旅館、ホテル等との連携・ラブホテル等に対する再発防止の指導



相談窓口



広報啓発用リーフレット



SNSを利用した注意喚起・警告活動